

亀の甲自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、亀の甲自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、東松山市大字大谷2822番地から3088番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、東松山市大字大谷3046番地2「亀の甲自治会集会所」に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する事業所等は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定めた会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1～2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1～2名 |
| (5) 理事 | 各班1名 |
| (6) 班長 | 各班1名 |
| (7) 監事 | 1～2名 |
| (8) 区長 | 1名 |
| (9) 亀甲会会長 | 1名 |
| (10) 相談役 | 1～2名 |

(役員を選任)

第10条 会長及び区長は、役員会で選出し総会の承認を得て決定する。但し、会員からの立候補者・推薦が複数あった場合は、総会での選挙により決定する。なお、会長は区長を兼務することができる。また会長は、理事・班長を兼務することができる。

- 2 理事は、各班より順番にて各1名を選出する。
- 3 班長は、各班より順番にて各1名を選出する。
- 4 副会長、会計、書記は、理事、班長の中から選出する。
- 5 監事は、役員以外の会員より選出し、総会の承認を得て決定する。但し、監事は会長、副会長およびその他の役員を兼ねることはできない。
- 6 相談役は、役員会がこれまでの役員経験者に委任する。
- 7 役員に就任したものに、当該役員が区長に選出・就任した場合、順番での班長・理事職を遂行したものと見なし、当該者は次期順番までの間、役員を免除される。従って、その班における役員順番の会員が繰り上がって役員となる。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、団地内の私道及びこれらに付属する側溝・街灯等の施設を管理する「施設管理者」を兼務する。

- 3 会長は、前記の施設管理者として、開発行為等を申請する者に対し、申請に必要な家庭内排水(雨水は除く)の排水先を、住宅外直近側溝へ放流許可する旨の同意書を役員協議の上発行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 副会長は、別に定める「亀の甲自治会集会所消防計画」の「防火管理者」を兼務する。
- 6 会計は、自治会の金銭収支・財産目録の記帳管理を行う。
- 7 書記は、役員会の議事を記録し、会員に必要事項を報告する。
- 8 理事及び班長は、会長、区長、及び他役員との連携を密にし、事業を遂行しながら各班内の調整を行なう。
- 9 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 10 区長は、会長と連携の上、市及び公的機関(他地区を含む)との連絡調整の事務にあたる。
- 11 相談役は、会長の要請に基づき、自治会運営に関する相談にあずかるものとする。
- 12 各役員は、その職において別に定める「亀の甲自治会自主防災会」の職を兼務する。

(役員任期)

- 第12条 会長以下他の役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 区長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。但し、期間の短い場合は役員会で調整する。
 - 4 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 5 年度終了と同時に新会長は、速やかに役員組織を完了するものとし、各役員は関係書類及び事務引き継ぎを迅速に行う。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、定期総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を協議・決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 会則の改訂に関すること
- (4) その他重要な事項に関すること

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後4月中に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 全会員 $\frac{5}{10}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (4) 第11条第9項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号、第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から適切な期間内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開会の日の少なくとも5日前までに、文書をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長またはその総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ、開会することができ

ない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または議長を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会等

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く第9条の役員をもって構成する。但し、必要に応じて相談役を招集する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が原則として毎月1回招集する。

2 会長は、役員²の2分の1以上から招集の請求があったときは、速やかに役員会を招集する。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を役員へ通知する。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数・その他班内会)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

2 班内会は、班員で構成し、必要により理事または班長が招集する。なお、班内会には第19条、第20条、第22条規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「班内会」、「会員」とあるのは「班員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)別に定める財産目録記載の資産

(2)会費

(3)活動に伴う収入

(4)その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始の4月に開催される定期総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後の総会において、速やかに承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、東松山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿および書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 この規約は22年7月11日から施行する。